

声明

# 大阪地検は検察審査会の議決を尊重し、再審査を行なえ

関市長らを起訴相当とする検察審査会の議決を受けて

2007年10月26日

大阪市をよくする会常任幹事会

旧芦原病院に対する320億円にも及ぶ巨額な不正な融資や補助金が支出され、不起訴となっていた問題で、大阪第二検察審査会は10月23日、「本件不起訴処分は不当であり、起訴を相当とする」とする議決を行ないました。私たちはこの議決を心から歓迎するものです。

議決では、起訴相当とした理由として4点を挙げています。第一に関市長らからの供述が得られておらず、事実関係が正確に把握できないこと、第二に、融資について返済能力の調査や債権保全の措置を行なわず、助成金についてその目的外使用などを確認しなかつたこと、第三に、芦原病院のみを助成し続けることに必要性、公共性が見出せないこと、第四に、市長は大阪市民の血税を守るため健全で公正な行政をとっていなかつたこと、などです。議決の中で「行政機関としての主体性の欠如及び公平性の観点から見て合理性が疑われるような施策を実施してきたことは、任務違背と認めざるを得ない」「一般市民として、血税を納める者として、理解できない」「市長としてその責任は重大である」と明確に断じています。

検察審査会とは、有権者名簿から無作為に抽出された一般市民11人で構成されており、不起訴となった刑事告発に対して、市民の視点からその判断を問いただすものです。今回の議決は一般市民の視点が發揮されたものと言えます。

以上を踏まえ、私たちは、次のことを強く求めます。

- 1 大阪地方検察庁はこの議決を尊重し、適正に再捜査されること
- 2 関市長らはこの議決を重く受け止め、問題の全容を公開すること
- 3 その上で関市長らは自らの責任を明らかにすること

以上